

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年3月10日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホール
3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員
藤 原 由 果
4. 農地利用最適化推進委員
山 本 満 政 山 崎 徹 佐 藤 辰 也 岡 崎 浩
原 田 敏 一 鷹 取 美 春 福 池 正 美 藤 原 和 正
射 越 誠 一

欠席委員
松 尾 頼 男
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容
報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。新型コロナが大変な時期に、総会にご出席いただきありがとうございます。本日も皆様の適正なる審査、ご意見のほどよろしく申し上げます。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、藤原委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに石黒委員、大森委員、よろしく申し上げます。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1項目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和元年度瀬戸内市農業委員会第11回総会で転用許可と議決され、岡山県農業会議に諮問したところ、許可が適当であるとの意見答申を受けました有限会社グリーン・エステート1件の農地法5条許可申請につきまして、令和2年2月28日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、同日の28日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
【1番案件】
譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「長船町土師■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。
農地の所在地は「牛窓町牛窓1099-56」。登記、現況地目はい

ずれも「畑」。面積は223㎡。「牛窓町長浜6888-83」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は748㎡。「牛窓町長浜6888-84」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は748㎡。譲受人の農地までの距離は2km。耕作面積は7,307㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地は1年前から譲受人の「■■■ ■■■」さんが「畑」として管理しており、今後も同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員と松尾委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町上笠加■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町下笠加■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町上笠加482-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は603㎡。「邑久町上笠加605-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,296㎡。「邑久町上笠加605-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は106㎡。「邑久町上笠加606-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,296㎡。「邑久町上笠加606-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は108㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作

登記、現況地目はいずれも「田」。面積は62㎡。「長船町磯上106-5」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,464㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は106,916㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■万円となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでは別の耕作者が「田」として管理しておりましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、山本委員お願いします。

山本委員 申請地は一年前から、譲受人の■■ ■■さんが耕作をしていました。今後も、引き続き畑として耕作をするということで特に周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、原田委員、お願いします。

原田委員 2番案件についてご説明します。譲渡人の■■さんの申請地は、以前から譲受人の■■ ■■さんが借りて耕作をしており、■■さんは高齢

の為今後は耕作をしないということで、今後も引き続き耕作をされる
ということです。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、藤
原委員、お願いします。

藤 原 委 員 3番案件についてご説明します。譲渡人の■■■■■と■■■さんの申
請地は、地区の特定の人に耕作を依頼していましたが、体調を崩した
為、今後は耕作できないという話を受けていたところ、譲受人の■■
■■■さんが譲渡してほしいということで話がまとまりました。周辺農
地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終
わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、
挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説
明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許
可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「邑久町豊安■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は
「邑久町豊安217-1」。地目は「田」。面積は990㎡。転用目
的は「農業用倉庫及び農作業場 農機具置場」。施設の概要は「農業用
倉庫 1棟 188.76㎡」。農地区分は農用地で10aあたりの
収量は米■■■kgとなっております。資金は借入金が■■■■■万円。
隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区
域内農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。
ブルーライン瀬戸内ICのから東へ約270mのところ position してお
ります。

【2番案件】

申請人「邑久町豊安■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は
「邑久町豊安217-5」。地目は「田」。面積は309㎡。「邑久
町豊安218」。地目は「田」。面積は708㎡。「邑久町豊安21
9」。地目は「田」。面積は371㎡。「邑久町豊安220」。地目
は「田」。面積は285㎡。「邑久町豊安221」。地目は「田」。
面積は497㎡。転用目的は「農地改良」。農地区分は農用地で10a

あたりの収量は米■■■kgとなっております。資金は借入金が■■■万円。隣地への被害はありません。なお、一時転用申請によるもので、農用地区域内農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。ブルーライン瀬戸内ICのから東へ約270mのところに位置しております。

【3番案件】

申請人「邑久町福中■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福中151-1」。地目は「田」。面積は825㎡。転用目的は「農業用倉庫及び機械置場」。施設の概要は「農業用倉庫 1棟 100㎡」。農地区分は農用地で10aあたりの収量は米■■■kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域内農地です。こちらの案件は、追認申請となっております。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。JR大富駅から北へ約580mのところに位置しております。

【4番案件】

申請人「長船町飯井■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船飯井883-1」。地目は「畑」。面積は87㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■■■万円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。長船町公民館から東へ約380mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件、2番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 1番案件、2番案件についてご説明させていただきます。申請人の■■■さんは農業倉庫及び農作業場がないとのことで申請に至りました。周辺農地への影響はないため問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 3番案件についてご説明させていただきます。事後申請であり、現場を確認し、資料の通り農業用倉庫及び機械置場に利用されるそうです。転用における周囲への影響はありません。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番案件について、福地委員、お願いします。

14ページをご覧ください。長船支所から西へ約170mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、事務局お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。申請地は譲受人である■■■さんは邑久町に住んでおりますが、今後のことを考えて実家の近くに住居をかまえたいとのことで、土地を探していました。申請地の目の前が譲受人の実家とのことで、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。隣地の承諾や排水先等の協議は整っておりますので特に問題はないと思われれます。松尾委員からも特に問題がないと伺っております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡 崎 委 員 2番案件についてご説明します。申請の土地は、譲渡人と譲受人の間で話がありまして、隣に住んでおられる■■さんは駐車場が足りないとのことで、話がまとまったため申請に至りました。周辺の方からの承諾も得ており特に問題はないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、鷹取委員、お願いします。

鷹 取 委 員 3番案件についてご説明します。譲受人の■■■■と譲渡人■■■■との間で、数年前より耕作放棄地をどうにかしてほしいとの話がありまして、最近になって露天駐車場として利用する話がまとまりました。土木委員さんの許可も得ております。特に問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番、5番案件について、射越委員、お願いします。

射 越 委 員 4番案件についてご説明します。耕作していた田んぼが、周りに住宅が増えて耕作しにくいとのことで、話がまとまり申請に至りました。排水先等も確認しましたが周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われれます。次に5番案件ですが、■■さんが駐車場に買わせて欲しいとのことで話がまとまり、申請に至りました。特に問題はないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目、6頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定でございますが、4月の総会につきましては、4月16日木曜日に予定しており、全員出席となっておりますのでおねがいします。5月の総会につきましては、5月18日月曜日を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度3月の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年3月10日

議 長

署名委員

署名委員